

## 5 点検・整備についてのお問い合わせは

### ■ 定期点検 (有料)



〈自転車安全整備店の章〉

自転車安全整備店には、自転車安全整備士がいて、普通自転車の点検整備基準に従って、点検・整備を行っています。点検・整備を受け、基準に適合した自転車には、自転車安全整備士より、点検・整備済みの「TSマーク」が取り付けられます。



〈TSマーク(第二種)〉

TSマークには

- ① 第一種 TSマーク (賠償責任保険の限度額1,000万円、傷害補償限度額30万円)
- ② 第二種 TSマーク (賠償責任保険の限度額1億円、傷害補償限度額100万円、被害者見舞金) があり、いずれも点検日から1年間有効の賠償責任保険、傷害保険が付きます。

第一種 TSマークと、第二種 TSマークの違いは、賠償額が異なる点と被害者見舞金の有無です。 ※部品交換代は別途負担となります。

## 6 自転車事故に備えて保険に加入しましょう!

令和2年4月1日から 東京都の条例で、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等(自転車損害賠償保険等)の加入が義務となりました。

自転車向け保険に限らず、自転車損害賠償保険等に相当する補償を内容とする個人賠償責任保険も対象となりますので、詳しくは、自転車安全整備店や保険会社などにご確認ください。

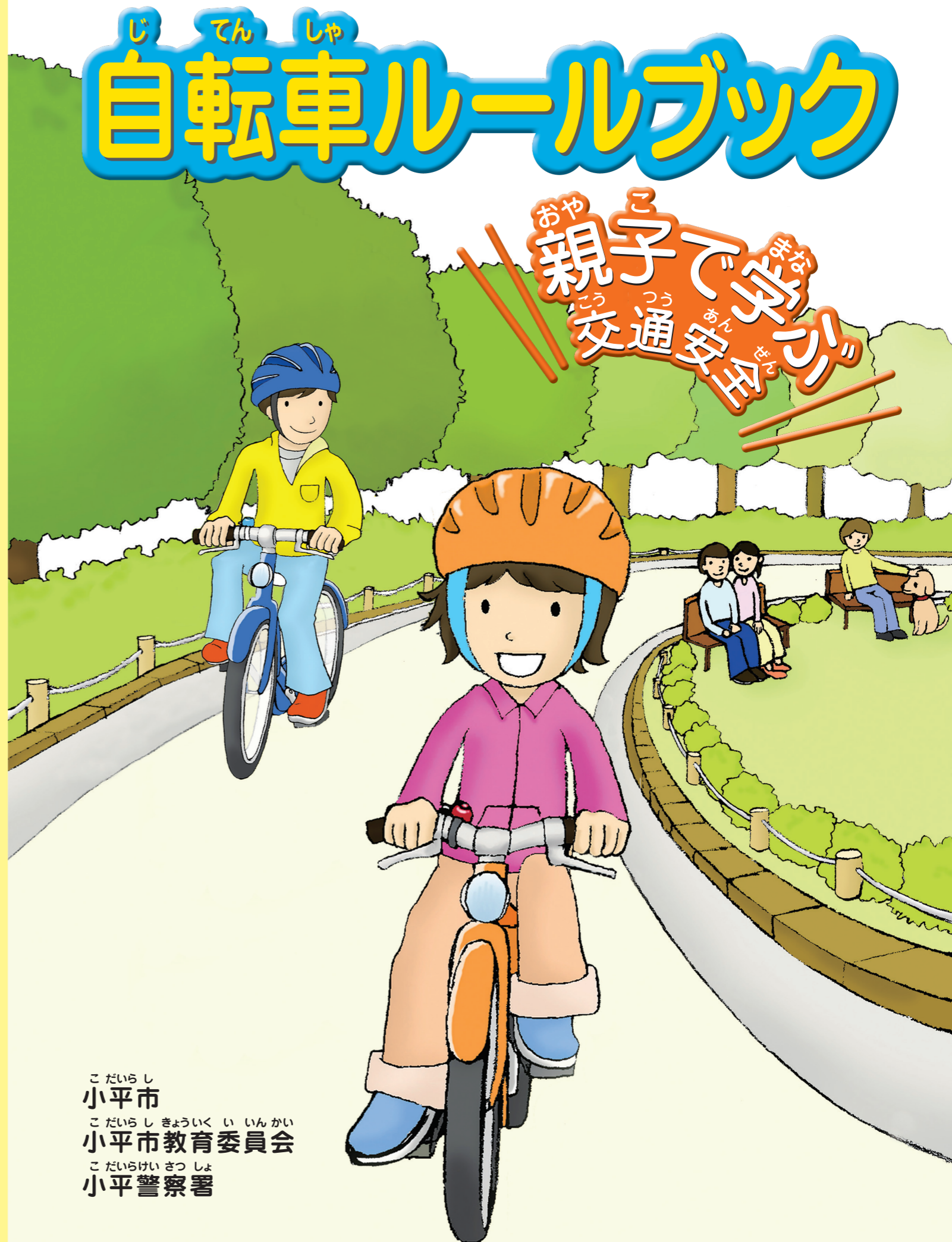
自転車事故、高額賠償責任事例(参考:日本損害保険協会)

- ① 賠償金額 約9,521万円  
自転車(小学生11歳)と歩行者(62歳)との正面衝突で後遺障害を負った事故
- ② 賠償金額 約9,266万円  
自転車(高校生)と自転車(24歳)との衝突事故で後遺障害を負った事故
- ③ 賠償金額 約6,779万円  
自転車と横断歩道横断中の歩行者(38歳)との衝突事故で脳挫傷により3日後に死亡した事故  
があります。自転車事故に備えた保険に加入しましょう。

指 導：小平市教育委員会 / 警視庁小平警察署  
小平交通安全協会 / 小平市交通安全対策協議会  
協 力：一般財団法人 日本交通安全教育普及協会  
監 修：小平市 都市開発部 交通対策課  
発 行：小平市 都市開発部 交通対策課 電話 042-346-9827  
イラスト協力：武蔵野美術大学

# じてんしゃ 自転車ルールブック

おや  
親子で  
交通安全ブック



こ だ い ら し  
小 平 市  
こ だ い ら し き ょ う い く い い ん か い  
小 平 市 教 育 委 員 会  
こ だ い ら け い さ つ し ょ  
小 平 警 察 署

## はじめに（市長からのあいさつ）

みなさん 毎日楽しく 勉強し 遊んでいますか。

毎日を 楽しく生活するためには

みなさんが 健康でなくてはなりません。

健康であるためには 病気にならないようにすること

交通事故にあわないようにすることが 大切です。

とくに 交通事故は みなさんの 楽しい生活を

あつという間に なくしてしまう 本当に 怖い できごとだからです。

みなさんと同じ年齢の お友達でも 交通事故にあい 死んでしまった人や

大きなけがを してしまった人がいます。

これから みなさんは 自転車に乗って

いろいろな所に 出かけることが 多くなってくると思います。

お友達の 交通事故は 自転車に乗って

出かけているときに 多く起きています。

お家の人に 悲しい思いを させないためにも

交通ルールを しっかり勉強して これからも 楽しく すごしましょう。

小平市長 小林正則



### 保護者の皆様へ

この自転車ルールブックは、お子様が自転車に乗る際の交通ルールとマナーを親子で学べるように作られています。自転車は身近で大変便利な乗り物で、環境問題、健康志向などへの関心の高まりなどから、今後さらに利用が見込まれています。

しかし、小平市内では、自転車が関係する交通事故が交通事故全体の約4割を占めており、自転車のルールやマナーを正しく身につけて安全に乗る事の大切さを痛感しています。

自転車は道路交通法により、「軽車両」に分類され、お子様が道路で自転車を「運転」するときにも、交通ルールが適用されます。

交通ルールを守らないで交通事故を起こすと、たとえ自転車事故でも被害の大きさにより、多額の賠償金を支払わなければならない場合もあり、未成年者が加害者の場合、保護者に監督責任が及ぶことがあります。都内では、お子様も含め自転車利用者の保険加入が義務となりました。忘れずに加入しましょう。

交通事故にあわない、起こさないように正しい知識を身に付け、交通事故から大切な命を守るためにも、ぜひ、お子様と一緒に、この自転車ルールブックをお読みください。

## 1 自転車と歩行者のひょうしき

ひょうしきの形	ひょうしきの名前	ひょうしきのいみ
	いちじ ていし 一時 停止	ここで いったん 止まって、 右 左を よく見て 車が来ていないことを たしかめてから すすみましょう。
	じてんしゃ およ 自転車 及び ほこうしゃ せんようどうろ 歩行者 専用道路	じてんしゃ ある ひと ための 道路です。 歩道に このひょうしきがある時は 自転車も 通ることが できます。 この ひょうしきの ある道路で 自転車と 歩いている 人が いっしょに なった時は 歩いている 人に 道を ゆずりましょう。
	ほこうしゃ せんようどうろ 歩行者 専用道路	ある とお ひと ための 道路です。 自転車に 乗っている時は 自転車から おりて 自転車をおして 通りましょう。
	おうだん ほどう 横断 歩道	じてんしゃ の とお ことが できます。 横断歩道を たくさんの人が 歩いている時は 自転車から おりて 自転車をおして わたりましょう。 右 左を よく見て 車が 来ていないか たしかめましょう。
	ほこうしゃ おうだんきんし 歩行者 横断禁止	道路を わたっては いけません。 かならず 近くの 横断歩道 や 歩道橋を わたりましょう。
	ほ どう ある ゆうせん 【歩道は 歩いている人が 優先だよ】 さいみまん こ ほ どう じてんしゃ の はし 13歳未満の子どもは このひょうしきがない歩道でも 自転車に 乗って走ることができます。 (また おじいさん おばあさん 車いすに乗っている人 ベビーカーをおしている人などに 道をゆずりましょう。)	

### 保護者の皆様へ

上記で示した標識は子どもたちが目にする機会の多い標識の一例を挙げています。また、保護者の皆様が交通ルールを守り、自転車を安全に利用することにより、その姿を見た子どもにも交通ルールを正しく守る心が育つと考えます。平成25年7月には、東京都の条例において自転車安全利用指針が示され、保護者などが子どもに指導すべき事項や方法が公表されています。

東京都のホームページ

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-guidelines/>

に自転車安全利用指針が掲示されていますので、是非ご覧ください。



## 2 じてんしゃのとき 自転車に乗る時のふくそう

- ヘルメットをかぶろう。  
しっかりかぶれば 転んだときも自分の頭を守ってくれるよ。
- 明るい色の服を着るようにしよう。  
黄色などめだつ色の服を着て じぶんがいることをまわりの人に知らせよう。
- 転んだりしたときにけがをしないようにならなく 長そで長ズボンを着よう。
- ペダルをふみやすいくつをはこう。  
ペダルをふみはずさないために運動くつをしっかりとこう。



### 保護者の皆様へ

13歳未満の幼児・児童にはヘルメット着用の努力義務が保護者にあります。ヘルメットが衝撃を受ける前に脱げてしまわぬよう、「あごひも」を正しく締めることが重要です。

## 3 じてんしゃのとき 自転車に乗る時はこれだけは気をつけよう

### ① 歩道は歩いている人が優先だよ。

"歩いている人がいっぱいいるときは自転車からおりておして歩こう。"



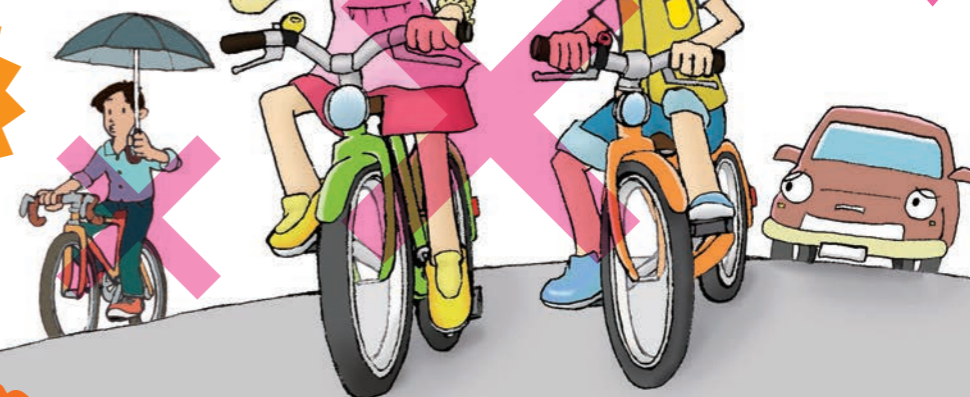
### 保護者の皆様へ

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方は「自転車及び歩行者専用道路標識」がない歩道も自転車で通行することができます。しかし、高齢者、車いす、ベビーカーなどを利用されている方はとても不安な気持ちで通行しています。歩道で自転車に乗る際は、これらの方々はもちろん、歩行者が優先であることを教えてあげてください。

### ② あぶない乗りかたはやめよう。

"友達とならんで走るとはきけんでみんなのめいわくになるよ。"

傘差し運転はあぶないよ



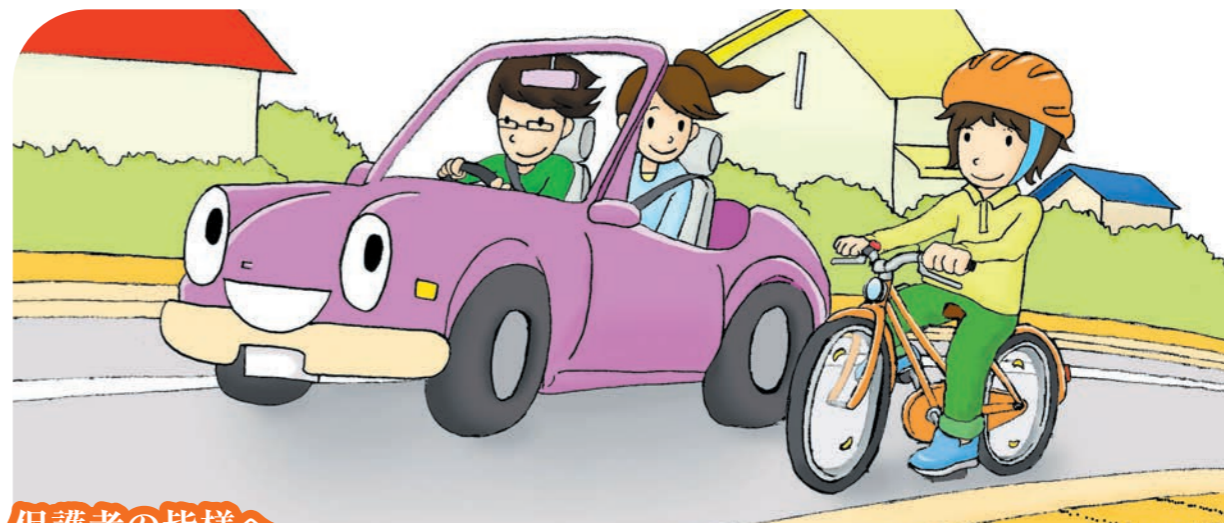
じてんしゃに乗る時は必ずヘルメットをかぶろう!

### 保護者の皆様へ

道路を並んで走るとは、後ろからくる車両の迷惑になるほか、通過する際に車両に衝突される危険もあり、法律で禁止され罰則もあります。また、自転車運転中の携帯電話やスマートフォンの使用、傘差し運転、ヘッドホンステレオ等の使用はたいへん危険であり、法律等で禁止されていますので、絶対にしないようお子様に教えてあげてください。

### ③ 自転車にもルール(きまり)があるんだよ。

"車道を走るときは左がわを走ろう。右がわを走るとあぶないよ。"

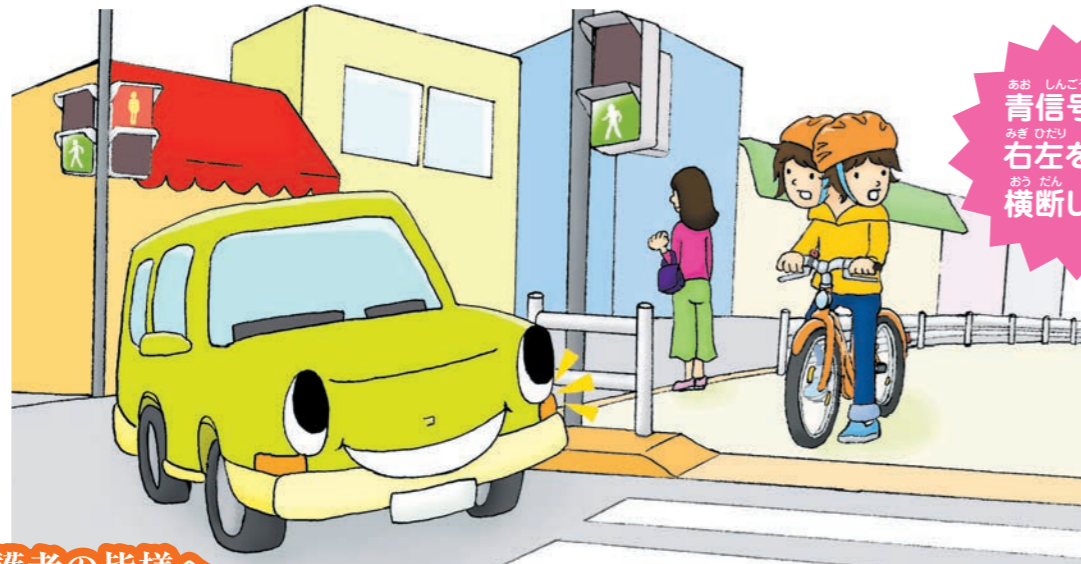


### 保護者の皆様へ

自転車は原則として、車道の左側を通行するほか、歩道のない路側帯を通行するときは、進行方向の左側の路側帯を通行しなければならないと定められています。右側通行はルール(法律)違反となるだけでなく、対向車両との衝突、通行妨害等の危険性が高くなります。また、二人乗りは、バランスを崩すことがあるほか、自転車の構造上(耐久性、適正な制動距離など)、たいへん危険であり、法律で禁止されていることを教えてあげてください。

④ **いったん 止まって 右 左。**

"こうさてんでは 信号をまもり 信号がなくても かならず 右 左を かくにんしよう。"



**保護者の皆様へ**

交通事故の多くは、交差点で発生しています。大半の交通事故は、左右を十分に確認することで防ぐことができます。信号機のある交差点で、青信号に変わり交差点に進入した自転車が、右(左)折してきた車両に衝突される交通事故の発生例もあります。青信号でも車が止まったことを確認して、交差点を渡るように教えてあげてください。横断歩道で歩行者の妨げになりそうときは、自転車から降りて押して渡るように教えてあげてください。

⑤ **まわりの みんなに じぶんのことを 知らせよう。**

"夜は かならず ライトをつけよう。夕方も 早めに ライトをつけよう。"



**保護者の皆様へ**

小さなお子様の姿は 皆さんが感じている以上に認識しにくいものです。ライトの点灯に加え、反射材を身に付けたり、明るい色の服を着ることなどで、自動車の運転者がお子様を早めに発見できるようにしてあげてください。

⑥ **あとから 通る人のことを かんがえよう。**

"自転車を とめるときは 道路に とめないで きめられた場所に とめよう。"



**保護者の皆様へ**

自転車を放置すると、高齢者や点字ブロックを使っている視覚障がい者の方、車いす、ベビーカーを利用する方だけでなく、一般の方にとっても、安全で円滑な通行のさまたげとなります。また、駅周辺の自転車放置禁止区域では、自転車の駐輪が禁止されており、自転車は、必ず駐輪場や施設敷地内などの決められた場所に止めるように、教えてあげてください。

⑦ **自転車は 大切に 乗ろう。**

"ときどき お家の人に ライトなど 自転車の調子を たしかめてもらおう。"



**保護者の皆様へ**

自転車に安全に乗るために、定期的に自転車の点検を行ってあげてください。わからないことがありましたら、自転車安全整備店でご確認ください。

**4 自転車の点検と整備**

日常点検のポイント

- 「**ブタはしゃべる**」で点検しよう。
- **ブレーキ** …… ブレーキは、前・後輪ともよくきくか。
  - **タイヤ** …… タイヤの空気は、十分 入っているか。
  - **ハンドル** …… ハンドルが曲がったり、グラグラしていないか。
  - **シャタイ(車体)** …… ● サドルがグラグラと、ゆるんでいないか。 ● 反射器は汚れていないか。よく見えるか。 ● ライトは点灯するか。 ● ペダルがグラグラしていないか。 ● スタンドにガタつきはないか。 ● チェーンはたるんでいないか。
  - **ベル** …… ベルは、よく鳴るか。